

令和7年皆野町農業委員会第10回定例総会議事録

1. 開催期日 令和7年10月24日（金）
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時27分
4. 閉議時刻 午後 2時05分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：12人・欠席者：1人・欠員1人

推進委員：出席者：5人・欠席者：0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	齊藤 克	欠席	11	浅見寿太郎	出席
2	真下一正	出席	12		
3	葦原義人	出席	13	中畦泰男	出席
4	大濱英一	出席	14	浅見幸弘	出席
5	四方田順造	出席	皆野	丸山真守	出席
6	若林雄一	出席	国神	柴崎孝夫	出席
7	横田和子	出席	金沢	山口勝久	出席
8	四方田克己	出席	日野沢	新井英信	出席
9	東 光義	出席	三沢	山口典男	出席
10	田島一男	出席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

1件

議案第2号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について

2件

8. 事務局 三橋博臣、宮島久枝

9. 会議の概要

事務局

続いて、3の議事に入ります。
議案の審議につきましては、会長に議長を務めていただきたいと思います。
います。浅見会長、お願いします。

浅見会長

それでは、しばらくの間、進行させていただきますので、ご協力を
よろしく願いいたします。着座で失礼をいたします。
ただいまの出席委員数は17名です。定足数に達しておりますので、
これより令和7年皆野町農業委員会第10回定例総会を開会いたし
ます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事
を進めてまいります。
なお、本日の会議に欠席の届出は、1番、齊藤克委員の1名でござ
います。
次に、議事録署名人に、
国神区域担当、柴崎孝夫委員
金沢区域担当、山口勝久委員を指名したいと思います。これにご
異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

異議ないものと認めます。
よって、議事録署名人に、
国神区域担当、柴崎孝夫委員
金沢区域担当、山口勝久委員をお願いをいたします。
それでは、議案のほうに入りたいと思います。

浅見会長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について、1件を
議題といたします。
番号1について審議します。事務局に議案の朗読、説明をさせます。
事務局お願いします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農業委員として地区担当の4番、大濱英一委員に対象農地の状況に
ついて説明を求めます。
大濱委員。

4番
大濱委員

説明します。

10月の20日午後1時30分、現地に事務局の宮島さんと行ってまいりました。2ページ目の案内地図を確認していただければ分かると思うのですが、〇〇〇〇〇〇〇とかありますよね、大きいのが。〇〇〇の信号から役場のほうへ向かった大きい〇〇〇号バイパスの〇〇〇〇〇〇〇の横のすぐ手前ですか、のところで、逆に皆野町、町の中に入る道の横を入れていくところがあるのですが、位置的にはこちら辺であるというふうに説明させていただきます。写真を見ていただければ分かると思うのですが、草刈りもきれいにされて、すぐにでもオーケーな状況で、日照の問題、その他いろいろ問題ないというふうに確認しましたので、報告いたします。

以上、ご審議よろしくお願いいいたします。

浅見会長

それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらお受けいたします。

田島委員。

10番
田島委員

これ質問というかちょっと勉強で教えていただきたいのですが、〇〇—1の隣に畑1.46㎡皆野町、その横が宅地の〇〇〇〇さん0.42㎡と書いてあるのですけれども、これは今〇〇—1、〇〇さんのところから道に出るのにこのところを通らないといけないということですか。それともこれは道路になっているのですか。でも、個人の名前になっているから。

浅見会長

はい。

事務局

私のほうで答えます。

畑1.46㎡は、町道分として町が買収をして公衆用道路になっている部分、ただ地目変更の登記をしていないというものと考えられます。〇〇〇〇さんの0.42㎡というのは、本当にこの公図上、出ていないような、本当にちっちゃいところだと思います。0.42㎡〇〇〇〇さんという土地を示すのに矢印を引いてもらってあるのですけれども、その矢印の先、もうほとんど幅のないごくごく細い三角形みたいところが〇〇さんの土地で、今回の問題になっている〇〇—1と、その皆野町1.46㎡と元々の赤道、下のほうに行く、「道」と漢字で書いてありますけれども、その地番の振っていない道との間が〇〇—2というのが、それが目に見える三角形。ここも多分道路敷になっている部分だと思います。なので、〇〇—1は基本的には町道に

接していると。公道に接しているというふうに見ていいのかなというふうに思います。

10番
田島委員

〇〇さんが、俺のところの土地を通るなど言われたら手配できなくなるようなことはないですか。私が心配することではないと思うけれども。

事務局

〇〇さんの0.42㎡は、もう絵になっていないぐらい、〇〇—4と〇〇—2のごくごく細いところが0.42㎡です。なので、今回の34番の1と地番の振っていない赤道の間にあるのは、皆野町が所有者になっている公衆用道路。

10番
田島委員

道路と皆野町が道路の一部にしたい1.46㎡のその間に薄い0.42㎡の〇〇〇〇さんの土地がずっと線引いたみたいにあるということだよ。

事務局

これは書いたのは誰。

事務局

書いたのは申請人です。

事務局

申請人が書いた1.46㎡は、〇〇—1のすぐ左隣の薄いところで、そのすぐ左のちょっと形が見える三角形は〇〇—2という地番です。今、田島委員がおっしゃっている0.42㎡というのは、〇〇—4から〇〇—12を切り出した残地部分が0.42㎡、もうほとんど線にしかなっていない。図面に三角に白抜きで表示できないくらい薄い土地だと思います。

10番
田島委員

ただ、俺の土地だから通るなど言われたら出口がなくなるからなんて、すみません、私が心配することではないのだけれども、でもこういうような場合どうなるのだろうと思って。

事務局

〇〇—1は公道に接しています。

10番
田島委員

そうなのですか。そういうことなのですか、〇〇—12の脇が少し何か道に向かってあるということなのですか。三角全体側というわけではない、すみません、もういいです。何か公道に接地していない土地みたいに見えるものだから。これは私が心配することではないのだけれども。

事務局 1. 46㎡というのはここ。〇〇〇〇さんの0.42㎡というのはこの辺にあるところです。

10番 田島委員 そっちなのですか。

事務局 この辺に〇〇—2と書いてあるのは、ここのことを指しています。

10番 田島委員 そうですよ。それが〇〇さんの土地かなと思ったの。

事務局 ここは、ここと同じく。

10番 田島委員 道路なのですか。

事務局 町です。こっちには地番のないこの辺に「道」と書いてある赤道があると思うので。そんな感じで、〇〇—1は公衆用道路、町道に接しているというふうに考えられます。

10番 田島委員 すみません。

事務局 いえいえ。ありがとうございます。

浅見会長 では、これはよろしいですか。
ほかに何かございますか。よろしいですか。

出席委員 (なしの声あり)

浅見会長 それでは、質疑を以上ということにさせていただいて、これより採決をいたします。
本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員 (委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

続いて、議案第2号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、2件を議題といたします。

番号1について審議します。

事務局に議案の朗読、説明をさせます。

事務局、お願いします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

申出のあった土地について、農地か非農地かについて判断をします。議案書と判断資料として配付された資料ナンバー1を参考に、2番、真下一正委員に対象農地の状況について説明を求めます。

真下委員。

2番

真下委員

お世話になります。

今週の月曜日20日の日に宮島さんと私と2人で現地を調査してまいりました。それについて私の感想、現地の状況をちょっと説明させていただきます。

まず、7つあるわけですが、この中で〇〇〇の1、2、3番について先に説明させていただきます。場所については、〇〇の〇〇〇〇様の駐車場を過ぎまして、道がちょっと狭くなっているところがあるのですが、その〇〇〇側になります。以前1回、非農地判定で出ました、その敷地の100メートルからちょっと上に位置しているところでございます。まず、1、2、3番を見てもらうと、非農地判定表の1ページ、2ページ、3ページなのですが、これはほとんどやぶの中をかき分けて、道というか本当に三尺道ぐらいのところをかき分けて宮島さんと2人で、50メートル、60メートルぐらいかな、かなり入って行って、やっとあの場所を確認できたようなところです。御覧のとおり、畑としてはほぼもう無理ではないかなというのが私の感想でありました。以前は結構石垣等で組んでありまして、これもし何もなかったらいい畑だったのではないかなというのが私の感想ですけれども、現状としては、もうちょっとかなり厳しい状態でありました。

続きまして、4番、5番、6番の〇〇になりますが、これは町道の〇〇〇線をずっと上に上がっていきますと、〇〇の簡易水道があるのですが、その上と下ぐらいに位置しているところでありました。非農

地判定表でいいますと4番、5番と6番になるのですが、4番、5番については、水道の手前の三沢側の橋を渡ったところに位置しています。こっちの公図の8ページですけれども、道に面しているわけですが、御覧のとおり山を裏に背負ってしまっていて、クズの木とか生えて、もう中にはちょっと入れない状態です。写真で見ますとほかの写真がかなりもう山になっているので、ちょっと平らに見えるのですが、これ畑にするのはちょっと厳しいかなというのが私の感想でした。

6番についても水道のすぐ上に位置しているところなのですが、これは駐車場になっていたのか、砂利が引いてあったり、半分が砂利が引いてあって、車が止められるようになってしまっていて、今私が立っているところがちょうど砂利があるところで、またその申請のところとまた奥の部分も土地に入っていますけれども、こんな状態です。これも畑としてはちょっと無理なのかなというのが私の感想でした。

続いて、7番、〇〇というのは、これは〇地区になるのですが、〇

〇〇線を途中から〇〇〇〇のほうに上がっていく道があるのですが、そちらを上っていった途中になります。これは、案内図でいうと9ページで、1軒家があった隣になっているのですが、写真のほうでいうと7ページを見ていただくと、もうこれは竹やぶになってしまっていて、この写真を撮っている側がこの建物があるほうから撮っているのですが、この下は畑というより、もうほとんど傾斜地というか崖の状態になってしまっていて、これはもう畑という体をなしていない状態でした。これもまあ全然明らかにもう傾斜地のハケットというような感じのところでした。

簡単ですけれども、以上で説明を終わらせていただきます。

浅見会長

結構無理しているところまで入って行っていただきまして、ありがとうございます。今説明をしていただきましたが、これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらお受けしたいと思います。

はい。

13番
中畦委員

ちょっとお聞きしたいのですが、こちらの公図の12ページのところにある〇〇さんの今出ている〇〇〇〇—1のところなのですが、その隣の〇〇〇〇のところは田んぼになっているのですけれども、ここはきれいなのですか。ここは田んぼとして使っていて、ここだけやぶになっているのですか。それとも同じようなのですか、ここは。ちょっと聞きたいだけなのですが、

2番
眞下委員

これ6番は6ページの写真を見てもらったところの左側というか左側正面、もっと悪いかもしれない。

13番
中畦委員

そうなのですか。隣がきれいでここだけやぶになっているのかなと思ったのですが、同じようなのですね。分かりました。ありがとうございます。

浅見会長

ほかに何かございますか。よろしいですか。
はい、どうぞ。

三沢区域
山口委員

ちょっと今聞こえてなくて確認なんですけれども、〇〇〇〇、この隣の山口さんのところというのは、今回は申請に入っていないのですか、先ほどの。今ちょっとお話を伺っていて、申請に入っていないで荒れているのだと、入れていただいたほうがいいのか。何か理由が。

事務局

今、多分現地でどこからどこまでが〇〇〇〇で〇〇〇〇かというのがはっきりしないところではあるのですが、こちらの調査の結果、〇〇〇〇、今ご質問のあった土地については、三沢の簡水の浄水施設として貸している土地だというふうなことでございますので、浄水施設そのものはちょっとずれているかもしれませんが、浄水場の施設用地ということになって、もう既に農地ではないという形で。

三沢区域
山口委員

分かりました。要するに、3条の許可申請が出てきたときには別に障害にならないということですね。

事務局

ということで考えております。

三沢区域
山口委員

分かりました。

浅見会長

ほかに何か。よろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑を以上とさせていただきます。採決をいたします。
〇〇〇〇氏から申出のあった農地について、非農地と判断すること

が適当であるとする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、非農地と判断することに決定いたしました。

続いて、番号2について審議します。

事務局に議案の朗読、説明をさせます。事務局お願いします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

それでは、申出のあった土地について、農地か非農地かについて判断をします。議案書と判断資料として配付された資料ナンバー2を参考に5番、四方田順造委員に対象農地の状況について説明を求めます。

四方田委員。

5番
四方田委員

10月17日、宮島さんと調査へ行ってきました。まず、場所ですけども、15ページ見てもらうと分かる通り、県道〇〇〇〇線の〇〇に入って〇〇というところがあるのですが、〇〇の交差点のちょっと先です。これは主要地方道の〇〇〇〇線と交差したところ、そこから50メートルはないぐらいの右側が①の山林となっているところです。写真を見ていただきたいのですが、写真は8ページ、シノがうっそうとして茂ってしまっていて、ここから中へ入っていくことがちょっと困難なような状況で、入り口側のところで写真を撮ってきました。これを見てもらって分かる通り、とてもこれを開拓するというようなことはできそうもありません。ましてこの人は、今は〇〇に住んでいませんので、今空き家になっています。そういうことで今、用土のほうへ出た人がそういう非農地判定を求めてきたということがあります。私たちが行ってみましても、非農地ではないかなというふうに思いますので、よろしくご審議お願いします。

それと、あと1件なのですが、②、これはまず15ページの地図で見てもらいたいのですが、①のほうについては、畑の奥地にあるところで、ここは簡単に行けるのですが、その奥の〇〇〇番、②、これは上の点線が〇〇町との境です。それで、ここへ場所も分かりませんし、入っていくことができないので、初めてかどうかは分かりませんが、10ページの航空写真で判断をしていただきたいというふうに

思いますので、よろしく申し上げます。

さっきの1番については、この下にある、畑がいろいろ並んでいますが、この一番大きい畑のちょっと左上に黒く囲ってあるところが、これが1番です。黒で囲っているのでよく分かりませんが。②は、上に黄緑で囲ってあるところです。写真判定よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

浅見会長

今回の場所についてもなかなか行くのが難しいような、特に片方は難しいようなところだったのですが、大変ありがとうございました。それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑がございませんので、採決をいたします。〇〇〇〇氏から申出のあった農地について、非農地と判断することが適当であるとする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。よって、本件は農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、非農地と判断することに決定をいたしました。なお、議案第2号は非農地と判断した土地について、所有者に非農地通知書を、関係機関に一覧表を送付することになります。以上で審議いただき議案は全て終了いたしました。ご協力いただきましてありがとうございました。

事務局

議案の審議、お疲れさまでございました。議案は今回この3件でございましたので、以上をもちまして第10回定例総会のほうを閉会いたします。ご協力ありがとうございました。